

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和元年10月30日 提出

松阪市議会議長 大平 勇

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派遣日	派遣場所	派遣議員
11月13日(水)	松阪市産業振興センター	建設水道委員会(7人) 坂口秀夫議員、市野幸男議員、田中正浩議員、大平勇議員、濱口高志議員、中島清晴議員、西村友志議員
11月14日(木)	嬉野地域振興局	環境福祉委員会(7人) 山本芳敬議員、谷口聖議員、中村誠議員、赤塚かおり議員、殿村峰代議員、松岡恒雄議員、海住恒幸議員
11月15日(金)	飯高地域振興局	総務企画委員会(7人) 楠谷さゆり議員、堀端脩議員、米倉芳周議員、沖和哉議員、植松泰之議員、野呂一男議員、久松倫生議員
11月16日(土)	松阪公民館	文教経済委員会(7人) 深田龍議員、栗谷建一郎議員、橘大介議員、松本一孝議員、西口真理議員、中村良子議員、山本節議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため